令和5年度定例監査の結果報告(第3回)について

概要版

令和6年1月 日 監 査 委 員

1 令和5年度定例監査結果(令和5年7月4日~令和5年12月15日までに実施した団体等)の概要

(1) 実施機関数

実施機関	今回公表分 (第3回)	監査実施済分 (第1~2回)	監 査 実 施予 定 分	合 計
県の機関	17	41	40	98
合 計	17	41	40	98

(2)機関別監査結果

	監査対象機関数		監査結果		
所 管		うち指摘 事項等を 付した機関	指摘事項	改善を求 める事項	検討要請 事項
知事部局等	9	2	9	1	1
教育委員会	8	3	4	2	0
警察本部	0	0	0	0	0
合 計	17	5	13	3	1

[※]一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。

(3)性質別監査結果

内 容	指摘事項	改善を求める 事項	検討要請事項
収入(長期未納(滞納繰越分)など)	8	2	0
支出(委託業務や物品購入の契約事務など)	4	1	1
財産(行政財産の使用許可、現金及び物品の管理など)	1	0	0
工事(工事や補償に係る事務など)	0	0	0
その他	0	0	0
合 計	13	3	1

2 主な指摘事項

- (1) 行政財産の使用許可に係る事務処理について 使用許可に係る事務処理について、前回監査時に同様の指摘を行ったにもかかわらず、行政財産使用 料の収入手続が遅延していたもの
- (2) 委託契約のおける事務処理について

低入札価格調査制度を適用した一般競争入札において、低価格入札者を落札者として決定し、契約を締結する場合、契約金額の100分の30以上の契約保証金を契約の締結と同時に納付させる必要があるが、納付させないまま契約を締結していたもの。

[参考] 指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項の区分(すべて公表事項)

区 分	内 容	対 応
指摘事項	・法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、	
1日1向于代	速やかに是正を求めるもの(※軽微なものを除く)	## 中央ルンロチ 土・14 マ
お美な表めて東西	・業務の執行等において改善を求めるもの	措置状況を求める
改善を求める事項	・長期未納のうち改善を求める必要があるもの	
検討要請事項	・業務の執行等において今後検討を要請するもの	措置状況を求めない

3 監査対象機関別の監査結果について

	所管	対象機関名	指摘事項	改善を求 める事項	検討要請 事項	
1		商工労働局	8	1	1	
2		農林水産局	0	0	0	
3		広島海区漁業調整委員会事務局	0	0	0	
4		広島県内水面漁場管理委員会事務局	0	0	0	
5	知事部局等	土木建築局	0	0	0	
6		収用委員会	0	0	0	
7		消防学校	0	0	0	
8		自治総合研修センター	1	0	0	
9		県立総合精神保健福祉センター	0	0	0	
10		県立広島国泰寺高等学校	0	1	0	
11		県立福山誠之館高等学校	0	0	0	
12		県立沼南高等学校	0	0	0	
13	教育委員会	県立三次高等学校	4	0	0	
14	秋月安貝云	県立三次中学校	0	0	0	
15		県立庄原実業高等学校	0	0	0	
16		県立芦品まなび学園高等学校	0	0	0	
17		県立東高等学校	0	1	0	
	合 計 13 3 1					

4 監査結果の概要

4	監査結果の概要	
	機関名	指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項
1	商工労働局	【指摘事項】 ○ 使用許可に係る事務処理について、前回監査時に同様の指摘を行ったにもかかわらず、行政財産使用料の収入手続が遅延していたもの ○ 使用許可に係る事務処理について、徴収すべき使用料の額を誤っていたもの ○ 使用許可に伴う必要経費について、雑収として徴収すべきところ、誤って使用料として徴収していたもの ○ 使用許可に伴う必要経費について、会計年度を誤って旧年度の収入としていたもの ○ 借受財産について、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかったもの ○ 公の施設の利用許可に係る事務処理について、使用料の収入手続が遅延していたもの ○ 施設の利用に伴う必要経費(光熱水費)について、雑収として徴収すべきところ、誤って使用料として徴収していたもの ○ 施設の利用に伴う必要経費について、会計年度を誤って旧年度の収入としていたもの 「改善を求める事項」 ○ 観光誘客促進事業(全国旅行支援「やっば広島じや割」)において、交付決定した金額を超過して事業が執行され、超過執行分を県が一般財頒から支出することとなったため、「観光振興共同事業負担金交付要綱」の見直しなども含めて、事務手続の改善を求めたもの 「検計要請事項」 ○ 委託契約において、参考見積書を徴取して設計書としているが、経費内訳の内容が明らかでなく、また理由の不明瞭な減額調整が計上されているなど設計金額の積算根拠が明確でなかったことから、設計金額の具体的な積算方法を執行伺いに記載するなど、業務の適切な執行を要請したもの

	機関名	指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項
2	農林水産局	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
3	広島海区漁業調整委員会事務局	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
4	広島県内水面漁場管理委員会事 務局	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
5	土木建築局	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
6	収用委員会	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
7	消防学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
8	自治総合研修センター	【指摘事項】 ○ 常時の資金前渡において、研修講師用の飲料を購入しているが、需用費食糧費で支出すべきところ、誤って需用費その他の予算科目で支出していたもの 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
9	県立総合精神保健福祉センター	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
10	県立広島国泰寺高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 ○ 通信制課程修学奨励金貸付金の長期未納(滞納繰越分)について、債務者に対する納付指導など徴収事務が実施されていなかったことから、本庁所管課と連携して、長期未納(滞納繰越分)の解消に向けて努めていくことを求めたもの 【検討要請事項】 なし
11	県立福山誠之館高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
12	県立沼南高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
13	県立三次高等学校	【指摘事項】 ○ 低入札価格調査制度を適用した一般競争入札において、低価格入札者を落札者として決定し、契約を締結する場合、契約金額の100分の30以上の契約保証金を契約の締結と同時に納付させる必要があるが、納付させないまま契約を締結していたもの○ 低入札価格調査時点に未確定であった届出内容について、業務開始時に確定した届出内容を確認していなかったもの○ 委託契約について、業務開始までに契約書を交わしていなかったもの○ 定時制課程の授業料の徴収事務について、広島県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱に定められた徴収事務を行わず、消滅時効により不納欠損処分を行っていたもの 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし

	T	
	機関名	指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項
14	県立三次中学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
15	県立庄原実業高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
16	県立芦品まなび学園高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
17	県立東高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 ○ 通信制課程修学奨励金貸付金の長期未納(滞納繰越分)について、貸付を行ってから返還に至るまでの期間が長期化していることも踏まえ、本庁所管課と連携して、長期未納(滞納繰越分)の解消に向けて努めていくことを求めたもの 【検討要請事項】なし